



山梨労働局

平成26年度 年末年始無災害運動



実施期間

平成26年

12/1



平成27年

1/31

スローガン

『安全の足並み揃えて 手を抜かず 年末年始もゼロ災害』

主旨

山梨県内の労働災害による死傷者数（休業4日以上）は、平成26年10月末日現在、602名と前年同期に比べ約8.9%増加し、特に死亡者数については9名と、すでに前年の8名を上回っており、年末に向け、憂慮すべき事態となっています。

このような状況の中、職場の安全と健康を確保するためには、経営者、労働者双方が改めて安全衛生意識、危険感受性を高めることが必要であり、特に経営トップは、強い決意のもと自らが先頭に立ち、安全衛生活動について総点検を行い、安全衛生管理体制の見直し、安全衛生教育の徹底を図ることが必要となっています。

とりわけ年末年始は、あわただしく、生活のリズムも変わりやすく、大掃除や機械設備の保守点検・始動等、非正常作業が多くなることから、各事業場、職場では、作業前点検の実施、作業手順や交通ルールの遵守、非正常作業における安全確認の徹底等に努めることが普段にも増して重要となります。

このような趣旨を踏まえ、本年度の年末年始無災害運動は、「安全の足並み揃えて手を抜かず 年末年始もゼロ災害」を標語として展開することとします。

事業場の実施事項

- (1) 経営トップによる安全衛生方針の決意表明
- (2) リスクアセスメント及び労働安全衛生マネジメントシステムの積極的な導入・定着
- (3) メンタルヘルス対策・過重労働対策の推進
- (4) KY（危険予知）活動を活用した「現場力」の強化と5Sの徹底
- (5) 非正常作業における労働災害防止対策の徹底
- (6) 機械設備に係る定期自主検査及び作業前点検の実施
- (7) 安全衛生パトロールの実施
- (8) 火気の点検、確認等火気管理の徹底
- (9) はさまれ・巻き込まれ災害の防止対策の徹底
- (10) 交通労働災害防止対策の推進
- (11) 東日本大震災に伴う復旧・復興工事における労働災害防止対策
- (12) 化学物質管理の徹底
- (13) 腰痛予防対策、転倒防止、受動喫煙防止の対策の推進
- (14) 健康的な生活習慣（睡眠、飲酒）に関する健康指導の実施
- (15) インフルエンザ等感染予防対策の徹底
- (16) 安全衛生旗の掲揚及び年末年始無災害運動用ポスター、のぼり等の掲示
- (17) その他安全衛生意識高揚のための活動の実施



【主唱者】 山梨労働局、甲府・都留・皷沢労働基準監督署

【推進団体】 (一社)山梨県労働基準協会連合会、甲府・都留・峡南・山梨労働基準協会
 建設業労働災害防止協会山梨県支部、陸上貨物運送事業労働災害防止協会山梨県支部
 林業・木材製造業労働災害防止協会山梨県支部、(一社)日本ボイラ協会山梨支部
 (公社)ボイラ・クレーン安全協会甲信事務所、(一社)山梨県鉄構溶接協会
 (公社)建設荷役車両安全技術協会山梨県支部、(一社)日本労働安全衛生コンサルタント会 山梨支部

【協力機関】 国土交通省甲府河川国道事務所、国土交通省富士川砂防事務所、国土交通省関東運輸局山梨運輸支局
 林野庁関東森林管理局山梨森林管理事務所、山梨県

【後援団体】 日本労働組合総連合会山梨県連合会、山梨県経営者協会

〈詳しい実施要領については、山梨労働局ホームページ「年末年始無災害運動」を検索してご覧ください。〉

年末年始こそ安全衛生活動を強化しましょう！

トップ自ら安全衛生パトロール

経営トップ自らが、安全衛生パトロールを行い、職場を直接点検するとともに、作業者との対話の中から多くの体験や情報によって、職場の安全衛生上の問題点を把握し、解決につなげましょう。



日常的な安全衛生活動の強化

経営トップの強いリーダーシップのもと、リスクアセスメントの強化やKY（危険予知）などの日常的な活動を活発にし、職場における様々な問題点を解決する「現場力」を強化しましょう。



5Sは安全衛生の基本

整理



整頓



清掃



清潔



躰け

5活動は職場の安全衛生確保のための基本的活動であり、労働災害防止のみならず、品質管理・生産性向上・顧客満足、ひいては経営改善にも役立つ活動です。

インフルエンザ対策の徹底

日頃からバランス良く栄養をとり、規則正しい生活に心がけましょう。



咳をして症状のある人には2m以内に近づかないこと。外出時にはマスクを着用し、不用不急な外出はなるべく控えること。

手首から指先まで石けん等を使用して15秒以上、しっかり洗って接触感染を防止しましょう。

年末年始も「安全運転」

年末年始は何かとあわただしく、先を急ぐあまり、焦ってスピードを出しすぎたり、確認を怠ったりすると事故のもとになります。公私ともに交通ルールを守って、譲り合う気持ちを忘れずに安全運転を心がけましょう。



死亡交通労働災害が多発しています！

「職場の受動喫煙防止対策」の徹底

- 受動喫煙防止対策に関する各種支援
厚生労働省ホームページ 「受動喫煙防止対」で検索
 - ・ 喫煙室を設置する際の費用の一部を助成
 - ・ 受動喫煙防止対策の技術的相談
 - ・ たばこ煙濃度等の測定のための機器貸与
- 受動喫煙防止に関する安全衛生法の改正
厚生労働省ホームページ 「改正労働安全衛生法」で検索

たばこの煙から働く人を守る職場づくりを進めましょう。



受動喫煙とは
屋内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされることをいう。